

論 説

ロシアにおける会社紛争の仲裁可能性

小 田 博

はじめに

1. 国際商事仲裁法改正から包括的仲裁制度改革へ
2. ロシアにおける紛争の仲裁可能性
3. 2015年仲裁制度改革と仲裁可能性
4. 会社紛争の仲裁可能性
5. 会社紛争仲裁の制約

結 語

はじめに

ロシアでは、2015年に仲裁制度の改革が行われた（2015年12月25日法）。国際商事仲裁法の改正が日程に上ったのは2010年のことであるから、審議に5年を要したことになる。当初、国際商事仲裁法のみを対象としていた仲裁法改正は、2013年に国内仲裁法を含む包括的な改正に方針が転換された。改正仲裁法は、国内仲裁法を改正する法律と、仲裁法改正に関連する法律（国際商事仲裁法、商事裁判手続法典改正を含む）を改正する法律の二法から構成され、2016年9月1日に施行された。

社会主義時代には、ロシアにおける国際仲裁は、ロシア商工会議所付属の国際商事仲裁委員会（VTAK—後に国際商事仲裁裁判所—MKAS）と海事仲裁委員会（MAK）の二つの組織のみが扱っていた。仲裁手続はこれら

の仲裁機関の規則に定められ、また外国仲裁判断は、ロシアの国営企業により任意に履行されていたために、国際商事仲裁に関する手続法や、外国仲裁判断の承認・執行に関する法律は必要とされなかつた⁽¹⁾。

しかし、市場経済への転換により、新たに国際商事仲裁法制の整備が急務となり、1993年に UNCITRAL モデル法を範として国際商事仲裁に関する法律が制定された（以下、1993年国際商事仲裁法）。一方、国内仲裁については、1992年に「仲裁に関する暫定規程」が制定され、2002年にはこれが「仲裁に関する法律」として代わられた（以下、2002年国内仲裁法⁽²⁾）。この2002年国内仲裁法と1993年国際商事仲裁法に加えて、商事裁判手続法典と民事訴訟法典とが、仲裁判断の取消しと承認・執行手続について定めていた。

2015年仲裁制度改革までは、国際仲裁と国内仲裁とは、このように適用される法律が異なり、制度上截然と分かれていた。2015年仲裁制度改革の過程では、1993年国際商事仲裁法と2002年国内仲裁法とを統合し、統一的な仲裁法とすることも検討されたが、結局、この提案は採用されなかつた。しかし、1993年国際商事仲裁法は存続したものの、2002年国内仲裁法が大幅に改正され、制度・組織面を中心に改正2002年国内仲裁法の多くの規定が国際商事仲裁にも適用されることになった。コンメンタールによれば、「国内仲裁法は、国際商事仲裁の分野に拡張を遂げた⁽³⁾」のである。

本稿では、2015年仲裁制度改革について、その中心的な成果である、会社紛争の仲裁可能性の許容について、検討することにした。

(1) 外国仲裁判断の執行に関しては、1988年に至って初めて最高会議幹部会令が制定された。

(2) ロシア仲裁法に関しては、小田 博『ロシア法』東京大学出版会 2015年 pp. 107-120. 参照。

(3) O. Iu. Skvortsov et al eds., *Kommentarii k FZ "O arbitrazhe v Rossiskoi Federatsii"*, Moscow 2016, p.13.

1. 国際商事仲裁法改正から包括的仲裁制度改革へ

今回の仲裁制度改革の動きは、1993年国際商事仲裁法改正の提案に端を発する。UNCITRAL モデル法は、2006年に仲裁合意と暫定措置に関する規定が大きく改正されたが、この改正を1993年国際商事仲裁法に反映させることが提案されたのである。⁽⁴⁾ 2009年のロシア連邦政府立法計画には、国際商事仲裁法改正が盛り込まれ、2011年には経済発展省が改正草案を起草した。

一方、国内仲裁制度改革については、当初、見るべき動きはなかった。しかし、このことは、ロシアの国内商事仲裁機関が健全に機能していたことを意味するものではない。国内仲裁制度が無秩序・無統制な状態にあることは、誰の目にも明らかであった。ロシアでは、社会主義崩壊後、多くの仲裁機関が設立されたが、これらの仲裁機関には、企業や弁護士事務所によって創設されるものも少なからずあり、その独立性には疑問がもたれていた。国家機関や公的機関と誤認されるような名称を用いて利用者を獲得しようとする仲裁機関もしばしばみられた。仲裁機関の質は均一ではなく、実体がない仲裁機関が、実際には仲裁手続を行わずに申立人に有利な「仲裁判断」を下し、申立人が仲裁判断を根拠として会社登記や不動産登記を変更することもあった。そのために、仲裁制度に対する利用者の信頼だけでなく、裁判所に対する信用も損なわれているとかねてから指摘されていた。⁽⁵⁾ それでも国内仲裁制度改革の組織的な動きはみられなかった。

しかし、2012年になって、仲裁法改正作業は大きな転換を遂げた。ロシア企業家・産業家連盟 (*Rossiiskii Soiuz Predprinimatelei i Promyshchlen-*

(4) モデル法については、http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/1985Model_arbitration.html 参照。

(5) A. I. Zaitsev, ““Shag vpered, dve shaga nazad” ili gospolitika v otnoshenii treteiskikh sudov”, *Treteiskii sud* 2011 No.2, p.107.

⁽⁶⁾ *nikov*) を中心としてロシア経済界に国内仲裁を含めた包括的な仲裁法改正を推進する機運が高まったのである。企業家・産業家連盟は、2012年11月に、国際商事仲裁に限らず、仲裁制度全般の大規模な改正が必要であるとする提案を公表した。連盟は仲裁法制の不備・矛盾を指摘し、仲裁機関の創設と活動に対する国家統制が不十分であるために、さまざまな濫用行為がみられると指摘して、仲裁機関の国家登録制、仲裁機関の民事責任制度の導入を提案した。⁽⁷⁾ この提案には、他に公序概念の明確化の他、会社紛争の仲裁可能性を認めることも含まれていた。

ロシアの裁判制度がその中立性の欠如と、裁判官の腐敗とによって円滑に機能していないことは、政治的指導者や裁判所の幹部も認めるところであった。⁽⁸⁾ メドベージェフ前大統領は2008年に就任後、司法制度は、独立、実効的、かつ社会にとって透明でなければならず、そして何よりも腐敗がないことが重要であると指摘し、「司法制度改革」に着手した。⁽⁹⁾ しかし、この改革の実効性には疑問がある。最高裁判官資格審査委員会の2017年の年次報告では、懲戒手続を経て罷免された裁判官は、上級裁判所で三名、下級裁判所で27名であり、刑事訴訟に委員会が同意した裁判官が五名いたと報告されている。⁽¹⁰⁾ 現大統領の政権復帰後、2014年には、民商事判例の発展に寄与した最高商事裁判所が、十分な議論もなく廃止されたのは、ロシアにおける司法制度の「軽さ」を象徴している。⁽¹¹⁾

商事仲裁制度には、このような裁判制度に対する代替的な紛争解決制度としての役割が期待されていた。涉外紛争は、ロシア国内では、ロシア商

(6) <http://eng.rspp.ru/>

(7) “Predlozhenie RSPP po sovershenstvovaniiu zakonodatel’sтва, reguliruiushchego deiatel’nost’ treteiskikh sudov i mezhdunarodnykh kommercheskikh arbitrazhei”, *Treteiskii sud*, 2013 No.1, p.54ff.

(8) 小田 博『ロシア法』2014年東京大学出版会、pp.88-93.

(9) *Nezavisimaia gazeta*, 11 August, 2010.

(10) <http://www.vkks.ru/publication/53229/>

(11) 最高商事裁判所は廃止されたが、破毀審裁判所以下の商事裁判所は存続している。最高審は連邦最高裁判所である。

工会議所付属の国際商事仲裁裁判所に主として係属し、問題はなかったが、国内商事仲裁については、現状のままでは、期待される代替的紛争処理手段としての役割を果たすことが不可能であることは明らかであった。そこで国内商事仲裁制度を含めた包括的な制度改革が日程に上ったのである。

仲裁制度改革の第一の課題は、仲裁機関に対する監督・規制の導入にあった。国内仲裁機関による不正行為が広くみられたにもかかわらず、仲裁機関に対する監督や規制の制度は、国内仲裁・国際仲裁を問わず存在せず、仲裁機関はまったくの「自由放任主義」状態にあった。企業による不正行為に加担するような仲裁機関であっても、その活動を停止させたり、解散させる権限は、いかなる機関にもなかった。国際間仲裁については、社会主義崩壊後、ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所以外の仲裁機関も国際商事仲裁を扱うことが可能であり、事実、いくつかの仲裁機関は、国際商事仲裁事件も少数ではあるが、取り扱っていた。そのために国際・国内仲裁を問わず、仲裁機関一般を規制・監督の対象とすることが必要と考えられたのである。

第二に、仲裁制度が裁判制度に代わる、ないしは裁判制度を補完する有効な紛争処理制度となるためには、いかなる紛争が仲裁の対象になりうるか、仲裁可能な紛争の範囲が明確に画定されなければならない。すなわち、仲裁判断が下された後、裁判所が仲裁管轄の不在を理由に仲裁判断を取消したり、その承認・執行を拒絶する可能性を排除する必要がある。これは紛争の仲裁可能性、すなわち裁判と仲裁の管轄配分の問題である。これまでロシアの裁判所は、仲裁可能な紛争の範囲をきわめて狭く解する傾向があった。これは一つには、裁判所の側に、公権力をもたない私的組織による紛争処理制度である仲裁に対する不信感があったためである。しかし、ロシア企業にとって商事仲裁制度が有効な選択肢となるためには、仲裁可能な紛争の範囲が拡大され、仲裁可能性の不在を理由に仲裁判断の執行が裁判所によって拒絶され、あるいは仲裁判断が取り消されたりす

ることがないような制度設計が必要である。この仲裁可能性の問題は、2015年仲裁制度改革の重要な論点の一つとなった。

2. ロシアにおける紛争の仲裁可能性

仲裁可能性とは、いかなる紛争が仲裁による処理に付託されることが可能で、いかなる紛争の解決が裁判所の専権に属するかという問題である。⁽¹²⁾ 国際的な傾向としては、仲裁可能性の範囲は拡大される傾向がある。アメリカ連邦最高裁判所の Mitsubishi Motors 事件などは、その例としてあげられる。⁽¹³⁾ これに対して、ロシアでは、裁判所は仲裁可能性の範囲を狭く解し、不動産に関する紛争や、会社紛争は、仲裁不可能であるとの見解を維持してきた。

諸外国の仲裁法の多くは、仲裁可能性に関する規定をもつ。日本の仲裁法は、仲裁合意は、当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とする場合に限り、その効力を有すると定める（第13条）。ドイツ民事訴訟法も、すべての財産権上の紛争が仲裁可能であるし、非財産的紛争であっても、当事者がその目的物を処分することが可能である場合には、仲裁の対象とすることができると規定する（ZPO 第1030条1項）。⁽¹⁴⁾

UNCITRAL モデル法は、民事関係にとくに限定せず、「契約関係であると否とを問わず、一定の法的関係」を仲裁の対象と定める。これに対して、2002年国内仲裁法は、当事者の合意により、「法律による別段の定めがない限り」、民事法関係から生じるすべての紛争を仲裁に付することができることと定めた（第1条2項）。一方、1993年国際商事仲裁法は、「外国貿易、その他国際経済関係を遂行するにあたり生じる紛争」を仲裁の対象と

(12) M. Moses, *The Principles and Practice of International Commercial Arbitration*, Third Edition, Cambridge 2017, pp.35-36.

(13) United States Supreme Court, *Mitsubishi Motors v. Soler Chrysler Plymouth*, (1985), No. 83-1569.

(14) 仲裁法第7条。

定めた（第1条3項）。「法律による別段の定め」は、商事裁判所の排他的管轄を定める倒産法以外には見当たらない。地下資源法は、公法的性質をもつが、財産権に関する紛争に限って、仲裁を認める（第50条）。基本的には、「民事法関係から生ずる紛争」であること以外に、仲裁の対象となる紛争を制約する法的根拠はなかった。それにもかかわらず、ロシアの裁判所は、種々の紛争を仲裁不能としてきた。

国際仲裁判断に関しては、外国仲裁判断の承認と執行に関する条約（ニューヨーク条約）Article V 2 (b) は、外国仲裁判断の承認・執行拒絶の根拠として、「その紛争が当該国の法律により、仲裁によって処理できないとされる場合」をあげる。1993年国際商事仲裁法によれば、「仲裁手続の目的となる紛争が、ロシア連邦法によれば、仲裁の対象とならないとき」は、仲裁判断取消し、または承認・執行拒絶の根拠となる（第34条2項1号、36条1項1号）。

ロシア企業と外国企業との仲裁において、不利な仲裁判断を得たロシア側当事者がとる手段は、外国企業が仲裁判断の執行を裁判所に求めた場合にこれを争うか、ロシアにおける仲裁であれば、仲裁判断の取消しをロシアの裁判所に求めることである。⁽¹⁵⁾このような場合に、裁判所が、仲裁可能性の不在を根拠に、仲裁判断の承認・執行を拒絶し、あるいは仲裁判断を取消す例はしばしばみられた。

2005年12月22日の外国判決・外国仲裁判断の承認・執行等に関する最高商事裁判所の指針（information letter）は、その第27項において、商事裁判所は、仲裁の対象が商事裁判所の排他的管轄に属するものであった場合には、仲裁判断を取り消すことができるとした。引用されているのは、不動産売買に関する事例で、仲裁判断では、被申立人に不動産の引き渡しと変更登記が命じられた。しかし、裁判所は、不動産の変更登記を命じる仲裁判断は、公法的関係に関するものであり、裁判所の専属管轄に属すると

(15) さらに仲裁条項を含む契約自体の無効確認をロシアの裁判所に求めることもある。裁判所がこれを認めると、仲裁判断の執行はロシアの公序違反とされる。

して、仲裁判断の執行を拒絶した⁽¹⁶⁾。ここでは、紛争が私法的関係に由来するか、公法的関係に属するかが仲裁可能性の基準となっている。この information letter により、ロシアの不動産に関する紛争は仲裁不可能であるという裁判所の立場が確立された⁽¹⁷⁾。

仲裁可能性の問題は、2008年に、ショッピングモールの店舗の賃借権を巡るフィンランド企業 Kalinka Stockman とロシア企業との間の紛争で焦点となった。この事件では、ロシア商工会議所付属国際商事仲裁裁判所が、賃貸契約の延長を認める、フィンランド企業に有利な仲裁判断を下した。これに対してロシア企業は、仲裁判断の取消しを求めて商事裁判所に出訴した。破毀審商事裁判所は、不動産賃貸借契約の更新は登記に服し、したがって公法的な性質をもち、このような紛争は仲裁可能性がないと判断した。最高商事裁判所は、この事件では、仲裁可能性に関する判断は避け、しかし結論的には仲裁判断の取消しを支持した⁽¹⁸⁾。

仲裁可能性に関する商事裁判所のこのような立場は、2011年に連邦憲法裁判所によって覆された。この事件は、ロシアの企業 Data Dott Zakam'e と銀行との紛争で、銀行が仲裁条項にもとづいて担保権の実行を求めて仲裁を申し立て、仲裁判断でこれが認められた。銀行側は、この仲裁判断の執行を求めて商事裁判所に出訴した。

この仲裁判断の執行の可否をめぐる商事裁判所の手続において、最高商事裁判所は、仲裁制度を裁判制度と等置する民法典などいくつかの法律の違憲性の確認を連邦憲法裁判所に求めた。この照会自体、最高商事裁判所の商事仲裁に関する否定的な見解を反映していた。憲法裁判所の法廷で

(16) Information Letter No.96, 22 December 2005. 第28項も同様に不動産の競売を命じた仲裁判断を取り消した例である。

(17) T.N. Neshataeva, “O voprosakh kompetentsii arbitrazhnykh sudov v RF po rassmotreniiu del s uchastiem inostrannykh lits” *Vestnik VAS*, 2004, no.12, pp.92-95. 著者は当時最高商事裁判所の裁判官であり、Information Letter は、著者の見解を反映していた。

(18) October, 2008. KG-A40/9254-08 Federal Commercial Court of the Moscow Region

は、仲裁可能性の範囲に関して、商事裁判所側と仲裁専門家の間で議論が展開された。

憲法裁判所は、まず、仲裁制度は、民事紛争処理の一翼を担うものであり、憲法上も保障されている制度であるとして、最高商事裁判所による民法典や担保法の違憲性の主張を斥けた。紛争の仲裁可能性に関しては、行政法的・公法的紛争は、仲裁によって解決することができないことを前提としつつ、仲裁可能性の基準は、結局、紛争の目的物の当事者による「処分可能性」の有無にあると判示した。結論として、憲法裁判所は、不動産紛争は仲裁可能ではないという商事裁判所の立場を、紛争の公法的性質と私法的性質を混同したものと批判し、法律関係が登記に服することは、その法律関係の私法的性質を否定するものではないとのべて、不動産紛争の仲裁可能性を肯定した。⁽¹⁹⁾

従来、商事裁判所が仲裁可能性を狭く解釈する根拠としてきたのは、商事裁判手続法典の商事裁判所の排他的管轄に関する諸規定であった。ロシアには、普通裁判所と商事裁判所の二系統の裁判所がある。商事裁判所は、企業活動、その他の経済活動に関連する商事紛争を管轄するものとされたが、普通裁判所との管轄の区別は必ずしも明確ではなく、管轄が重複する場合もあった。議会下院の財産権委員会の委員長も指摘したように、こうした手続法や会社法の不正確な規定は、しばしば会社の乗っ取り⁽²⁰⁾ (*reiderstvo*) のための手段として用いられた。こうした「管轄の濫用」を防止するために、両裁判所の管轄配分の明確化の必要性はかねてから提案されていた。

懸案であった商事裁判手続法典の商事裁判所と普通裁判所との管轄配分に関する改正は、2008年の経済危機に対応する緊急措置の一環として、ようやく実現した。⁽²¹⁾ この改正で重要であったのは、商事裁判所の専属管轄事

(19) *Treteiskii sud*, 2011 No.2, pp.114-115.

(20) V.Pleskachevskii and A. Popova in *Korporativnyi iurist* 2006 No.2, pp.10-11.

(21) Hiroshi Oda, "Corporate Litigation in Russia: Procedural Reform of 2009" in

項が明確にされたことである。2008年改正法は、商事裁判所の特別（排他的）管轄事項として、（1）倒産事件、（2）商事裁判手続法典第225.1条が定める事件、（3）株式など有価証券登録機関の活動に関する紛争などを定めた。これらの紛争は、その当事者が法人であると私人であることを問わず、商事裁判所が管轄する（当時の第33条）。このうち、「本法第225.1条に定める事件」というのが、2008年に同条で定式化された会社紛争⁽²²⁾である。

不動産紛争に関する憲法裁判所の前記決定を契機に不動産に関する紛争の仲裁可能性が認められた後、日程に上ったのは、こうした会社紛争の仲裁可能性の問題である。仲裁制度が代替的紛争解決手段として一般的に認められても、企業にとっては、会社紛争が仲裁の対象とならないのでは、代替的紛争解決手段の意味が失われることになる。

折しも、2011年に会社紛争の仲裁可能性を焦点とした事件が商事裁判所に係属した。N.V. Maksimov v. Novolitevsk Metallurgical Company (NLMK) 事件である。これは大手金属会社 NLMK と Maxi Steel 社の経営者 N. Maksimov との株式譲渡代金の支払いに関する紛争である。2007年に Maksimov は、NLMK との間で、自己が所有する Maksi Group の株式の50%プラス一株を NLMK に譲渡する旨の契約を締結した⁽²³⁾。株式譲

H.Küpper ed., *Von Kontinuitäten und Brüchen: Ostrecht im Wandel der Zeiten: Festschrift für Professor Friedlich-Christian Schroeder*, Berlin 2011, 18pp.

(22) 商事裁判手続法典が定める会社紛争として、具体的には、以下の紛争が列挙されていた。

- 1) 法人の設立、再編、清算に関する紛争
- 2) 株式、持ち分等の帰属に関する紛争
- 3) 発起人、社員、株主等による賠償請求訴訟、法人による法律行為の無効確認請求
- 4) 経営機関の構成員の任命、選任、解任に関する紛争等
- 5) 有価証券の発行等に関する紛争
- 6) 株式等有価証券の登録等に関する紛争
- 7) 株主総会など法人の総会招集に関する紛争
- 8) 会社の経営機関の決定・決議に対する異議申し立てに関する紛争

(23) *Treteiskiii sud* 2012 No.2, pp.74-75. Decision of the Commercial Court of the City of Moscow 28 June 2011; the decision of the Federal Commercial Court of

渡代金のうち第一回支払い分は支払われたが、残額が支払われず、Maksimov は、契約の仲裁条項にしたがって、ロシア商工会議所付属国際商事仲裁裁判所に仲裁を申し立てた。仲裁廷は、2011年に、NLMK に2億ユーロを超える支払いを命じる仲裁判断を下した。これに対して NLMK は、仲裁判断の取消しを求め、モスクワ市商事裁判所に出訴した。裁判所は、NLMK の訴えを容れ、仲裁廷による株式の評価額の算定がロシア民法典の強行規定に反し、公序違反であるとして仲裁判断を取り消した⁽²⁴⁾。破毀審裁判所であるモスクワ管区商事裁判所は、第一審の結論を支持したが、その根拠として、株式譲渡に関する紛争は、商事裁判所の専属管轄に属し、仲裁可能性がないことをあげた。破毀審裁判所によれば、商事裁判手続法典が定める会社紛争に関する商事裁判所の専属管轄は、単に商事裁判所と通常裁判所の管轄を配分する規定ではなく、商事裁判所と仲裁との関係、すなわち仲裁可能性の範囲を画定したものであり、会社紛争は、そのような紛争の基礎となる法律関係の性質により、仲裁に付託することはできないというのである⁽²⁵⁾。

最高商事裁判所が、事件を幹部会の審理に付することを拒絶したために、この破毀審決定は確定した⁽²⁶⁾。しかし、そもそもこの事件は、株式譲渡代金の不払いの問題であり、商事裁判手続法典が定める会社紛争のカテゴリには含まれない。また、破毀審のこの決定は、同裁判所の同じ裁判官構成による、株式譲渡事件に関する2007年の決定に反するという指摘がある⁽²⁷⁾。破毀審の決定に止まらず、この事件に関する商事裁判所の決定は、それまで積み上げられてきた商事裁判所の先例に反するものであり、政治的

Moscow Territory, 10 October 2011, case No. A40-35844/11-69-311.

(24) 第一審裁判所は、この他に仲裁人の中立性についても、Maksimov 側の鑑定人と複数の仲裁人が同じ教育機関と雇用関係にあるなどの点を指摘した。

(25) Decision of the Federal Commercial Court of the Moscow Region, 10 October 2011, No.A40-35844/11-69-311.

(26) Decision of the Supreme Commercial Court, 2 March 2011, VAS-1175/10.

(27) V. V. Khvalei et al., “obzor praktiky arbitrazhnykh sudov RF za 2011g po delam grazdany m s treteiskim razbirate' sfuom”, *Treteiskii sud*. 2012 No.2, p.82.

な意図も疑われる。⁽²⁸⁾

商事裁判所が商事裁判手続法典の管轄規定を根拠に会社紛争の仲裁可能性を否定したのは、この決定が初めてではない。同法典第248条は、外国人が関与する手続に関する商事裁判所の排他的管轄を定める規定であり、民営化の問題を含む国有財産に関する紛争、ロシア連邦に所在する不動産に関する紛争、特許、商標等の登録に関する紛争、不動産登記に関する紛争とともに、ロシア連邦における法人の設立、清算、および登記に関する紛争とこれらの法人の機関の決定を争う紛争も列挙していた。商事裁判所は、これらの紛争は、商事裁判所の排他的管轄を定めるに止まらず、仲裁可能性の範囲をも画定するという見解であった。しかし、この規定は、「ロシア連邦における商事裁判所の管轄」と題されているように、ロシアの裁判所と外国の裁判所の間で、渉外事件の管轄を配分する規定であり、紛争の仲裁可能性を制限するものではなかった。この点は前述の憲法裁判所の決定でも指摘されている。

商事裁判所が、不動産紛争や、会社紛争の仲裁による処理に否定的であったのは、商事仲裁一般に対する理解の不足や不信もあるが、国内仲裁機関による制度の広範な濫用の事実も影響していた。企業が仲裁機関から自己に有利な仲裁判断を取得し、これにもとづいて不動産登記や会社登記、株式登録を改変する例は、しばしば報告された。こうした制度濫用の事実が、裁判所による仲裁制度に対する不信、ひいては仲裁判断の承認・執行の拒絶や仲裁判断の取消しをもたらしているという見解は、仲裁専門家が共有するところであった。事実、こうした不信感を反映して、2015年仲裁制度改革では、登記に関する特別な規定が導入された。すなわち、仲裁判断は、裁判判決とは異なり、それ自体としては登記変更の原因とはなら

(28) P. Pettibone, "The Nonarbitrability of Corporate Disputes in Russia", *Arbitration International*, Vol. 29, No. 2, 2013., pp.273-274. B. Karabelnicov, "Arbitration of Corporate Disputes Involving Counterparties from Russia", Presentation at the 6th Baltic Arbitration Day, 2017.

ず、新たに裁判所による執行判決が必要とされることになったのである。

仲裁可能な紛争を画定する具体的な規定の不在について、ある仲裁専門家は、裁判実務の安定性と一貫性の不在を批判し、国際的な経験を考慮しながら立法により、仲裁不可能な紛争を限定的に列挙することが適切であると主張した。⁽²⁹⁾ 会社紛争に関しては、仲裁制度の利用者であるロシア企業からみれば、このような紛争を仲裁に付託できないことは、制度の意義が大きく減殺されることを意味する。2012年に刊行された論文で、企業法務に携わる弁護士は、商事手続法典第225.1条が定める会社紛争を仲裁に付託することを認めるように提案した。⁽³⁰⁾ 同年末に公表されたロシア企業家・産業家連盟の仲裁法改正に関する提案は、仲裁可能な紛争の範囲を画定するとともに、一定範囲の会社訴訟の仲裁を認めることを内容としていた。⁽³¹⁾

3. 2015年仲裁制度改革と仲裁可能性

2015年仲裁制度改革では、まず、従来の国内仲裁・国際仲裁の厳格な二元制が修正され、2002年国内仲裁法が、仲裁機関の組織に関する限り、国際仲裁にも適用されることになった点が重要である。同法は、名称も、国内仲裁を指す、これまでの「国内仲裁 (*treteiskii sud*) に関する法律」ではなく、「仲裁 (*arbitrazh*) に関する法律」と変更された。

仲裁法の主要な改正点としては、1) 仲裁機関に対する規制・監督制度の導入（具体的には連邦政府によるライセンス制）、2) 仲裁可能性の会社紛争への拡大があげられる。

仲裁法改正の第一の焦点は、常設仲裁機関の設立に関する規制とその活動に対する監督制度の導入にあった。これまで、モデル法にもとづく1993

(29) A. I. Minina, *Arbitrabil'nost': teoriia i praktika mezhdunarodnogo kommercheskogo arbitrazha*, Moscow 2014, p.67.

(30) N. A. Gagarin and A.A.Gorlenko, "Pozitsiia predstavitelei OAO "NLMK" po voprosu ob arbitrabil'nosti korporativnykh sporov", *Treteiskii sud* 2012 No.3, p.58.

(31) *Treteiskii sud*, 2013 No.1, p.54ff.

年国際商事仲裁法はもとより、2002年国内仲裁法にも規制・監督規定はなく、常設仲裁機関の設立は、まったくの自由であった。⁽³²⁾ロシアの弁護士は、これを自由放任、リベラリズム、アナーキズムと揶揄した。

ロシアにおける国際商事仲裁は、事実上、ロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所と海事仲裁委員会に集中していたが、ロシアの他の仲裁機関も国際商事仲裁を扱うことが禁止されていたわけではない。実際にも、国際商事仲裁を活動分野の一つにあげる国内仲裁機関は存在し、今後設立される可能性はある。しかし、1993年国際商事仲裁法は、UNCITRAL モデル法にもとづく手続法であって、仲裁機関を規制・監督する規定はない。仲裁機関に対する規制を行う以上、国内仲裁機関のみを対象とすることは不十分である。国内仲裁法の国際仲裁への適用には強い反対論があったが、規制・監督等、組織面では、国内仲裁法を仲裁の基本法として国際・国内仲裁双方に適用することで決着をみた。

2015年改正後の仲裁法制は、1) 改正国内仲裁法が、常設仲裁機関の設立や活動の規制、仲裁機関の責任など、仲裁の組織面を定めることにより、仲裁制度の基本的な性格を帯びるとともに、従来どおり国内仲裁の手続も定める。2) 国際商事仲裁法は、国際商事仲裁の手続を定める。3) 商事裁判手続法典は、仲裁管轄（仲裁可能性の問題を含む）、仲裁判断の承認・執行、取消の手続などについて定める、という構成になっている。

改正点1)については、基本的な要件として、常設仲裁機関は、非商事組織において (*pri*) のみ設立されることになった。常設仲裁機関が所属する非商事組織は、そのための許可を連邦政府から取得することが求められる。これは国内仲裁・国際仲裁を問わず適用される。もともと、独自の規程（国際商事仲裁法の付属文書とされている）をもつロシア連邦商工会議所付属国際商事仲裁裁判所と海事仲裁委員会は規制の対象外とされた。

常設仲裁機関は、以下の要件を満たす必要がある（改正国内仲裁法第45

(32) A. I. Muranov, “V podzherzhku trefeirkikh proektov MIu Rossii”, *Treteiskii sub* 2014 No.2/ 3 pp.276-277.

条8項)。

- (1) 仲裁法に適合した仲裁規則を備えること
- (2) 仲裁機関が推薦する仲裁人の名簿を備えること
- (3) 仲裁機関が設置される非商事組織、およびその設立者に関する適正な情報を開示すること
- (4) 当該非商事組織の評判、その活動の規模と性質が、財務条件を含めて、その仲裁機関の活動の高い水準を保障すること

このような条件を満たした常設仲裁機関は、国内仲裁と国際仲裁をともに扱うことができる。国際商事仲裁を扱う機関の要件等は、これまで法定されておらず、国際商事仲裁を扱うか否かは、各仲裁機関に委ねられていた。今後は、法定要件を満たした仲裁機関が国際商事仲裁の分野に参入することになり、これまでのロシア商工会議所付属商事仲裁裁判所の事実上の独占的な地位が崩れることになる。もっとも、外国の仲裁機関を視野にいれば、ロシア商工会議所付属商事仲裁裁判所は、ロシア企業がかかわる渉外紛争で、決して独占的な地位を占めてはいなかった。2016年の統計では、ロシア商工会議所付属商事仲裁裁判所に継続したのは271件であるのに対し、ロンドン国際商事裁判所(LCIA)には305件、ストックホルム⁽³³⁾仲裁機関には、195件が係属していた。

2015年仲裁制度改革前は、地方行政機関、大小の企業、弁護士会、弁護士事務所、地方商工会議所など、様々な組織・機関が常設仲裁機関を任意に設立し、行政機関の監督を受けることなく、自由に活動した。しかし、改正法は、商事組織に止まらず、行政機関、国家直轄企業、政党、宗教団体、地方商工会議所などによる常設仲裁機関の設立をも禁止した。これまでもGazprom, Rosneftなどの大企業が設立した仲裁機関による仲裁のimpartialityには疑問がもたれていた。これらの仲裁機関は、pocket

(33) <http://mkas.tpprf.ru/ru/Stat/page.php>

arbitral institution との批判を受け、その仲裁判断は、最高商事裁判所によりしばしば承認・執行を拒絶され、あるいは取消された。もっともこの点については、連邦憲法裁判所と最高商事裁判所の立場の相異があった。⁽³⁴⁾

今後は、こうした常設仲裁機関は設立できないだけでなく、これらの条件に合致しない既存の常設仲裁機関は、一年間の移行期間を経て、常設仲裁機関としての活動を行うことはできなくなるとされた。このような規制が導入された結果、既存の仲裁機関の多くはこれらの条件をみたまず、淘汰された。1,500を超えると言われたロシアの仲裁機関は、移行期間を経て、2019年1月の時点で、わずかに四つになった。これは規制外のロシア商工会議所附属国際商事仲裁裁判所と海事仲裁委員会とを含めた数である。残り二つのうちの一つは、ロシア産業家・企業家連盟の附属仲裁機関である。Gazprom 仲裁裁判所など、六つの既存の仲裁機関は、これら二つの新仲裁機関に継承・統合された。このような大規模な仲裁機関の淘汰は、ロシアでなければ起きなかったであろうが、一方では、移行期間後のこのような変化に対する表立った批判や反発が少ないことは、既存の仲裁機関に対する否定的な見解の反映として注目される。

常設仲裁機関に対する規制は、ロシアの仲裁機関にのみ及ぶものではない。外国仲裁機関は、ロシアの仲裁機関と同様のライセンスを取得する必要はないが、ロシアで仲裁を行う場合には、ロシア政府から常設仲裁機関として活動する許可を取得しなければならない。外国仲裁機関が、この許可をロシア政府から取得しなかった場合には、その仲裁判断は、アドホック仲裁とみなされ、機関仲裁と比べて不利な取り扱いを受ける。その許可条件は、ロシア国内の仲裁機関よりも軽減されているとはいえ、このような条件を課すること自体、諸外国にあまり例がない。現在までのところ、外国の一、二の地域的仲裁機関がこのような許可を申請したと言われる。もっとも、外国仲裁機関がロシアで仲裁を行うということは、現実には考

(34) I. Phillippov, "The Problem of 'Pocket Arbitration Courts' in Russia: Finally Resolved?", *CIS Arbitration Forum*, 7 April, 2015.

えにくい。たとえば、会社紛争は、諸外国では一般的に仲裁可能であり、ことさらにロシアを仲裁地とする必要はない。実際にも、会社関係の渉外契約は、その多くがロシア法以外の法を準拠法とし、ロシア以外の仲裁地を選択するか、外国裁判所の管轄に合意している。

4. 会社紛争の仲裁可能性

国際商事仲裁への2015年仲裁制度改革の影響は、仲裁機関の組織面においては、限定的である。改正された1993年国際商事仲裁法の規定をみても、この法律自体にはとくに重要な改正はなされていない。国際商事仲裁にとってのこの改革の中心的意義は、上記2) であげたように、会社関連の紛争が仲裁可能となったことにある。

会社紛争の仲裁可能性について、改正国際商事仲裁法には、「民事法関係に由来する紛争」が仲裁の対象であるということ以外に、具体的な規定がない。改正新仲裁法には、明文で会社紛争の仲裁可能性を定めた規定はないものの、それを前提とした組織規定が置かれている。実際に会社紛争の仲裁可能性を定めているのは、商事裁判手続法典である。

前述のように、2008年の改正により、商事裁判手続法典は会社紛争を列挙し、これを商事裁判所の排他的管轄と定めた（第225.1条）。この規定は、2015年の仲裁法関連法改正の一環として、大幅に改正された。

2015年改正により、商事裁判手続法典に、仲裁に付託できる事項に関する規定（第33条）が新たに導入された。この規定は、まず第1項で、民事法関係から生じる紛争は、当事者間に有効な仲裁合意があるときは、仲裁に付託することができるという原則を定める。それに続いて、仲裁に付託することができない事項が列挙されている。これらは基本的には商事裁判手続法典旧248条に列挙された事項であるが、その中に、「本法典第225.1条2項1-5号の紛争」が含まれている。2015年改正後の第225.1条1項は、改正前と同様に、会社紛争に関する商事裁判所の排他的管轄事項を定め

る。同項では、商事組織である法人の設立、その運営、および法人への参加に関する紛争を会社紛争と定義し、会社紛争を（普通裁判所ではなく）商事裁判所の排他的管轄事項とするという原則を定めた。

同項は、具体的な会社紛争の類型を以下のように、9項目にわたって列挙する。

- (1) 法人の設立、再編、および清算に関する紛争
- (2) 会社の株式、持ち分、出資分等の帰属、担保の設定、およびその実行に関する紛争、就中、株式や持ち分等の売買契約から発生した紛争（ただし、株式管理機関の行為から生じた紛争を除く）。
- (3) 法人に生じた損害の賠償、あるいは法人による法律行為の無効確認を求める発起人、社員等による訴えに関する紛争
- (4) 法人の機関の任命、または選任、解任、責任追及に関する紛争、法人の機関と法人との間の民法上の関係から生じる紛争、および法人の経営に関する社員間の合意（株主間契約を含む）から生じる紛争
- (5) 有価証券の発行に関する紛争
- (6) 有価証券の登録等に関する有価証券保有者名簿管理機関の行為から生じる紛争
- (7) 法人の総会招集に関する紛争
- (8) 法人の機関の決議を争う紛争
- (9) 有限会社の持ち分に関する処分行為の公証人による認証に関する紛争

これらの列挙事項をみると、商事裁判所の排他的管轄に属する会社紛争の範囲は、改正前と比較して大きく拡大されたことが顕著である。

第1項が会社紛争に関する、普通裁判所との関係での商事裁判所の管轄を定めるのに対して、第2項は、第1項が列挙する会社紛争のうち、仲裁可能な紛争について定める。

第2項は、まず、第1項列挙の紛争——会社紛争——は、原則として仲

裁に付託することができる旨定める。しかし、これには例外がある。すなわち、以下の紛争は、仲裁に付託することができない。

- (1) 本条1項(7)および(9)が定める紛争——法人の総会招集に関する紛争、および有限会社の資本に対する持ち分の処分に関する公証人の認証行為
- (2) 国家機関、地方機関、公務員等の非規範的な行為（不作為）に関する紛争
- (3) 手続開始時に当事者である企業が、2008年戦略分野における企業への外国投資手続法が定める国防、または国家の安全に重要な意義をもつ戦略企業である場合。ただし、これら企業の株式、持ち分の帰属に関する紛争であって、政府の事前の承認を要しない場合を除く。
- (4) 株式会社法の自己株式取得、30%超の株式の取得に関する規定に関連する紛争
- (5) 有限会社の社員の除名に関する紛争。

これをみる限り、第1項列举の会社紛争の多くは、仲裁可能となったと言える。Maksimov事件のような場合も、第1項(2)に該当して仲裁可能な紛争である。

この中で注目されるのは、株主間協定（ロシアでは corporate agreement と称する）の仲裁可能性が明文で認められたことである。株主間協定は、ロシア法に明文の規定がないものの、1990年代から広範に用いられてきた。外国投資家は、ロシア会社法の適用を回避するために、あるいはロシア会社法の空白を補充するために、株主間協定を多用した。ロシア法上、株主間協定が認められるか否かは、明らかではなかったが、株主間協定の多くがロシア国外における仲裁を定めているため、株主間協定の有効性がロシアの裁判所で争われることは稀であった。最高商事裁判所にはこのような紛争は到達しなかったが、破毀審レベルではいくつかの決定がある。

その一つでは、裁判所は当該協定のほとんどについて、ロシアの強行法規に反ずるとして、効力を認めなかった。このような法的不安定性を除去するために、株主間協定に関する基本規定を法に定めることが提唱され、2008年以降、有限会社法、株式会社法、そして民法典にそれぞれ規定が導入された。しかし、協定で定められる事項の範囲については、なお不明確性が残る。また、株主間協定の会社に対する開示義務なども、問題である。⁽³⁵⁾

なお、この改正の際に、株主間協定の濫用を懸念する意見がみられた。株主間協定の有用性は否定しないが、ロシアの土壌では、少数株主による会社の支配が可能になるなど、その濫用の可能性が多にあるといわれている。これは株主間協定に止まらず、ロシアで新たな制度を導入する場合に必ずみられる議論である。ロシアでは、立法者が法の濫用を恐れ、あるいは濫用の防止に強い関心をもつあまり、制度を歪めてしまうことがある。仲裁の場合も同様であって、常設仲裁機関の偏重、仲裁判断を国家登記の根拠にできないといった制約は、その例である。以下にみるように、2015年仲裁制度改革における会社紛争に関する改正でも、株主間協定の「濫用」を懸念した規制がいくつも導入された。

5. 会社紛争仲裁の制約

会社紛争が仲裁可能となったことは、2015年仲裁制度改革の成果であるが、改正仲裁法には一方で、会社紛争の仲裁に関する様々な制約が定められている。

まず第一に、会社紛争の仲裁は、常設仲裁機関のみが扱うことができる(仲裁法第45条7項)。アドホック仲裁には、会社紛争仲裁は認められない。

(35) Hiroshi Oda, "Shareholders' Agreement in Russia", *Journal of Corporate Law*, 2010 No.11, pp.359-369. See also Hiroshi Oda, "Korporativnoe Soglashenie v Rossii", *Vestnik grazhdanskogo prava*, 2010 No.11, p.11ff.

この規定は、ロシアを仲裁地とする国際商事仲裁にも適用される。仲裁制度改革前は、アドホック仲裁と機関仲裁でロシア仲裁法には異なった扱いはなかったが、改正仲裁法では、アドホック仲裁は、常設仲裁機関に比べて多くの制約に服する。たとえば、裁判所による証拠提出命令は、常設仲裁機関のみが申請することができる。

第二に、会社紛争を扱う仲裁機関は、一般の仲裁規則の他に、会社紛争に関する仲裁規則を制定しなければならない。この規則には、以下の条項が定められる必要がある（第45条8項）。

- (1) 紛争に係る法人に仲裁申立がなされた事実を告知し、申立書の写しを送る仲裁機関の義務
- (2) 仲裁機関のインターネット・サイト上で仲裁申立があった旨を告知する仲裁機関の義務
- (3) 仲裁申立があったことを法人の構成員（社員・株主）などに告知する法人の義務
- (4) 法人のすべての構成員（社員・株主など）が、常設仲裁機関に書面で通告することにより、仲裁手続に参加する権利
- (5) 仲裁手続に参加した法人のすべての構成員に手続の進行に関する情報を提供する仲裁機関の義務
- (6) 書面による異議を申し出て、仲裁廷がその者に手続を継続する法的に保護される利益があると認めた場合を除き、仲裁手続に参加した法人の構成員すべての同意がなくとも、仲裁申立の取り下げ、訴えの承認、和解が可能であることを告知すること

すでにロシア商工会議所付属国際商事裁判所は、仲裁法の規定を反映した会社紛争仲裁規則を2017年1月に採択した。⁽³⁶⁾ ロシアを仲裁地とする会社紛争仲裁の場合に、会社紛争仲裁規則が要求されるのは、外国仲裁機関も

(36) <http://mkas.tpprf.ru/ru/>

同様である。今のところ、ドイツ仲裁機関 (Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit) がこのような規則をもつことが知られている。

基本的に、この制度の趣旨は、会社に関する紛争が当事者間のみで、紛争の直接の当事者ではない法人や、他の構成員の関知しないところで非公開で処理されることを防ぐことにある。たとえば株主間協定に関わる株主間の紛争が、会社や他の株主の知らない間に解決されることを避け、手続の透明性を確保するという趣旨である。会社紛争の仲裁をアドホック仲裁には認めないことも、このような観点から理解される。これは株主間協定の開示義務など、実体法上の問題でもあるが、これでは株主間協定に関する紛争では、仲裁制度の利点の一つとされる confidentiality は保てないことになる。

それでは、ロシアの常設仲裁機関ではなく、ロシア国外の仲裁機関にこのような会社紛争を付託した場合はどうなるか。ロシア仲裁法の規定は、ロシアを仲裁地とする場合のみ適用されるため、外国でロシア企業がかかわる会社紛争を仲裁に付託することには問題がない。しかし、その仲裁判断をロシアで執行することは困難であると思われる。2006年の Megafon 事件では、スウェーデン法を準拠法とし、ストックホルム仲裁を定める株主間契約の有効性がロシアの裁判所で争われたが、裁判所は契約のほとんどの条項をロシア会社法の強行規定違反として無効と判断した。⁽³⁷⁾

結 語

ロシアの裁判制度に対する否定的評価が、制度の利用者に共有されていることは、ロシアにおける各種の調査にも表れている⁽³⁸⁾。一国の裁判制度が十分に信頼できないとすれば、民商事の領域における代替的紛争処理制度

(37) Decision of the Federal Arbitration Court of West Siberian Region, 31 March, 2006.

(38) 小田 博、前掲書、pp.90-93.

としての仲裁の役割への期待が高まるのは、当然のことである。ところが、ロシア国内の常設仲裁機関は、ほとんど規制されない、「自由放任状態」にあり、こうした期待に対応できる状況にはなかった。仲裁制度の利用者である企業にとっては、仲裁制度の改革は、緊喫の課題であった。涉外事件に関しては、ロシア企業と外国企業との紛争は、多くの場合に、ロシア国外の仲裁で処理される。この点では、ロシアにおける国際商事仲裁の選択肢を広げ、法制を整備して、ロシアを仲裁地とする涉外紛争処理を促進するという、法律実務家の期待もあった。2015年仲裁制度改革は、このような背景の下に行われたのである。

今回の改革では、仲裁機関に対する規制・監督制度が導入され、乱立していたロシア国内の仲裁機関が大幅に整理された。残った仲裁機関が四つというのは、いささか行き過ぎのきらいはあるが、利用者が信頼できる仲裁機関が今後、設立されることが期待される。こうした組織面の改革もさることながら、仲裁可能な紛争の範囲が明確にされ、会社紛争を仲裁に付託することが可能となったことは、仲裁制度の利用者であるロシアの企業にとって、評価できる改革の成果であろう。しかし、ロシアで会社紛争を仲裁に付託しようとする、ロシア仲裁法上、様々な制約がある。今回の制度改革は、ロシアにおける国際商事仲裁の活性化を主目的の一つとしていたが、このような制約がある限り、今後とも涉外紛争が、ロシア国外の仲裁機関で処理されるという状況は、大きく変わることはないのではなからうか。

* 上村教授が統括された21世紀 COE プログラムに筆者も参加させていただき、一連の国際シンポジウムに関わることは幸いであった。2007年にはロシア連邦最高商事裁判所の Anton Ivanov 長官を日本に招聘し、早稲田大学で講演会を開催することができた。上村教授には改めて謝意を表したい。なお、最高商事裁判所の廃止は、外国投資家のみならず、ロシアの法律家からも批判された。